

## 第4回 下水道事業小委員会 会議録

日時：令和3年6月17日（木） 午前10時00分～午前11時40分

場所：橋本市民会館 2階 第3会議室

【委員会出席委員】 濱田學昭委員、山下敏和委員、贅川一郎委員、乾幸八委員、中村豊夫委員  
越山雅巳委員

【委員会欠席委員】 矢野佳世子委員

【審議会内容】

### 1. 開会

- ・ 成立宣言：7人中、6人の出席により成立。
- ・ 会議の公開について：公開
- ・ 傍聴人：無

### 2. 委員長あいさつ

- ・ 会議録署名委員の選出

濱田委員長より 会議録署名委員 山下 敏和 委員

会議録署名委員 贅川 一郎 委員 の2名を指名。

### 3. 議事.

「適正な汚水処理の役割分担と下水道処理区域の縮小について」

1. 答申案について
2. ホームページ掲載イメージの修正案について

事務局より資料に基づき説明

【質疑応答】

(委員長)

答申書案についてご意見ご質問はありますか。

(委員)

「汚水処理の課題」の「②汚水処理の普及率の低迷」について、文末に「処理方法により個人負担額が大きく異なることは本来避けるべきであると考えます。」とまとめているが、その具体策を答申で示さなくてもよいのか。

(事務局)

「答申」の③で「汚水処理方式の違いによる市民負担の不公平性を極力少なくできるよう、制度の見直しも含めた検討を行うこと。」に含まれます。具体的には、公共下水道に接続する場合の個人負担額と、合併浄化槽を設置した場合の個人負担額のイニシャルコストに差があり、その差は個々によって違いが

あると思いますが、その差が軽減されるよう、実績から試算した額の 18 万円を上乗せ補助として、令和 3 年 4 月から実施しております。

(委員)

せっかく頑張って取り組んでいるので、そういうことも表現しておくとう理解が得られやすいのではないのでしょうか。

(委員長)

答申では具体的な施策を示すのではなく、どういう考え方で進めてくださいということを示すことになるかと思ひます。

(事務局)

先行して行っているので、こういう表現に留めています。

(委員)

実際やられていることに対して、「検討を行うこと」と答申するのはおかしくないですか。

(委員長)

答申の中の一部について、「先行して取り組んでいる」ということになるかと思ひます。

(事務局)

そのことを前段の現状や課題のところを含める方向で見直しさせていただきます。

(委員)

ストックマネジメント計画とはどういったものですか。

(事務局)

下水道施設全体の中長期的な状態を点検調査で予測し、今後の老朽化の状況を見据えて、優先順位を付けながら計画的に改築・修繕を進めていく事業のことです。

(委員)

答申書は市民に提示することになりますか。

(委員長)

公開されます。

(委員)

我々のように説明を受けた者であれば、どうして事業を早期に完成させる必要があり、今後どうなっていくのかが分かりますが、市民の方には分かりづらいかと思ひます。具体的な事業完了の姿を市民がイメージできるように、表現してはどうでしょうか。

(委員長)

令和 8 年度以降は、これまでの国からの支援が終了するということになるかと思ひられます。

(委員)

下水道事業ができなくなるということですか。

(事務局)

事業が全くできなくなるのではないと思ひます。これまでの国からの支援が無くなる可能性があるということになる。令和 8 年度概成と言われているので、期間内に概ね完成する計画を作成することになるかと思ひます。

(委員)

橋本市だけでなく、全国的な問題ですか。

(事務局)

そうです。国の指導ですので全国的にも計画区域を縮小する傾向にあるかと思われます。

(委員)

合併浄化槽への方針転換は間違っていないかと思いますが、橋本市だけの考え方なのか。また他自治体との情報共有はされていますか。

(事務局)

県下ではある程度の情報は共有しており、県からも令和 8 年度で概成するよう話しがありましたので、今後同じように県下の市町は、下水道区域を縮小することになるかと思っています。他府県との情報共有は行っていない状況です。

(委員)

同じように合併浄化槽へ転換していく地方都市があり、同じような問題を抱えているでしょうから、情報交換しながら解決策を見出すことができればと思います。資料にも書かれていますが、内容を読み上げると、「人口減少に伴う空き家の増加や高齢化の進展による接続意欲の低下が接続率を向上させない要因の一つでもあるため、今後も短期間での接続率向上は望めません。また合併浄化槽への転換が進まない要因も同じであると推察されます。」と正直に現実的なことが書かれています。これまでのやり方で我々が答申しても、何をやっているのかということになる。効果が出ないものに対して答申するのではなく、少しでも効果があるものに対して答申を出したい。原因がはっきりと分かっているのだから、それに対しての具体策を審議会としての答申に含める必要があるのではと思いました。

(事務局)

「答申」の①でこのままの計画で事業を進めても完了することはできないので、個別処理も含めた総合的な視点から見直しを行い、下水道の区域は縮小させなさいという内容にしています。その手法については、次の②で記載しているとおり、使用料の値上げ等、市民負担を極力増加させない事業量としています。これまでは、行政主体で進めてきましたが、費用対効果を十分検討した上で、経営難にならないよう計画することとしており、次の③が具体策になり、制度の見直しも含めた検討を行うこととしています。

(委員長)

諮問の内容を再確認します。

(事務局)

諮問の内容を読み上げます。(省略)

(委員長)

諮問の内容は、2点あります。令和 8 年度で概成するために、指定している下水道整備区域の縮小を図っていかなければならなくなり、その区域の決め方をどうするかということと、今後の適正な汚水処理についての考え方を、示すことになるかと思っています。具体的にどうすれば良いという答えが出ればいいが、簡単に出ないのが実情で、これから研究を重ねていくことになるかと思っています。当会は、研究機関ではないので、「今後検討してください」というのが、今回の答申になるかと思っています。考え方については②の意見になるかと思っています。

(委員)

行政や担当者がどう考えているのか、これまでやってきたことなどが示されていないので、答申内容に

物足りなく感じます。「強化していく」などの漠然とした表現になっているが、「供用開始してから3年以内に下水道へ接続しなさい」というのがありながら、接続率が伸び悩んでいることに対して行政はどう取り組んできましたか。

(事務局)

汲み取り式トイレの場合は、供用開始してから3年以内に接続しなければならないということは法律で決まっています。それまでに接続しなかったからといって罰則はありません。

市では供用開始時に接続を促進するため、啓発文書の発送、又は必要に応じて説明会を開催しています。また供用開始から1年経過後、未接続者の方に文書を発送しています。助成制度の期限が、供用開始後3年間になりますので、2年半を経過する前の発送も行っています。

(委員)

そこまでやっているが効果が出ない。法律で示されていることを説明した上で、接続しないのであれば罰則を付けても良いのではないかと思う。接続せずに罰則等何もなければ、接続替えは進まない。これは今後、汲取り式トイレや単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合にも同じことが言える。「啓発活動を強化していきます」というだけでは難しいのではないのでしょうか。費用負担が伴うので、市ではここまで補助しますという、具体的な統一した手立てがあれば良いが、無いように思います。

(事務局)

先行して実施している補助制度がそれに該当し、汲取り式トイレや単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合に限り、補助金18万円を上乗せすることになります。

(委員)

今までのやり方では同じ結果になると思われま。罰則という強硬手段も取れない理由があつて難しいと思いますが、少しでも今後向上していくような取り組みを考えてほしい。

(委員)

「はじめに」について、現状の汚水処理が分かりやすく書かれていますが、これから改善していきたい、汚水処理が行われていない汲取り式と単独浄化槽のことが、文章の下のところ書かれてあります。これをもう少し分かるよう、全面的に出すと良いのではないかと思います。

次のタイトル「汚水処理の現状」について、書かれている内容に誘導していくようなタイトルにすべきだと思います。「3つの汚水処理方式の現状」とするのがより正確かと思われま。これから取り組んでいく汲取り式や単独浄化槽についても触れておくべきで、④として追加し、今後求めていく汚水処理方式に対して残された「3つ以外の汚水処理方式」について、「取り組みが非常に大きな課題です」というところを示すべきかと思われま。

「汚水処理の課題」について、諮問内容が、適正な汚水処理の役割分担と下水道処理区域の縮小ということで、二つを一つにすると分かりづらくなるので、「下水道事業（汚水）処理の課題」、「取り組むべき課題」ということで分けて整理してはどうでしょうか。内容の①から⑤までの順番も見直した方がよい。

「下水道事業の健全化」は重要なことではあるが、皆さんの心に響く「汚水処理普及率の低迷」を初めにもってくるほうが良いかと思われま。

「汚水処理普及率の低迷」について、このタイトルは課題ですので「向上」とするのが正しいかと思われま。また「汚水処理普及率」と「はじめに」で使用している「汚水処理実施率」、この辺の言葉は統一したほうが混乱しないかと思われま。

汚水処理普及率の向上を重視する意味での「下水道事業の健全化」が求められていくことになるかと思  
います。

さらにもう少し具体的に言うと、「施設の老朽化」と書かれていますが、正しくは「施設の長寿命化」に  
なります。施設をいかに上手に長く使っていくか、ということが課題になります。

「適正な維持管理の実施」は、下水道と合併浄化槽を合わせた内容になっているので、こういう表現にな  
ったのかと思われます。

「事業完了時期の見通し」は「事業概成の目標時期」とし、取り組むべき課題として「いつまでに、どう  
いう条件のもとで何をするのか」ということを整理して下さい。次の「答申」で「適正な汚水処理の役割  
分担と下水道処理区域の縮小という諮問内容について、以下の通り答申します。」というこの一文を入れ  
ることで、全体の流れが繋がると思います。例えば、こういう課題について検証をしました、その結果、  
課題を遂行する上で、ここに挙げている①から③のポイントに留意し、課題に取り組んでいただくよう  
答申します、のように流れを付けると良いかと思えます。例えば、課題を実施する上でこれまでの審議過  
程で多くの意見が出ているので、実務的な問題を踏まえて以下のようなものがあり、それが「その他付帯  
意見」に続き、意見があった「公共施設の扱いはどうするのか」については、「集合処理と個別処理で判  
断を行う」など、繋がると理解しやすくなると思います。また、公共下水道の接続向上というところでは、  
先ほどから議論があったように、現在実施している施策に加えて、それを推進していくのか、新たに作る  
のか、その辺を付け足して頂ければと思います。

(委員長)

ご指摘いただいた点に留意して修正してください。

(事務局)

はい。

(委員)

下水道の区域を縮小することは仕方ない、という答申はどこに記載されていますか。

(事務局)

表現が目立たなくなっているかもしれませんが、「答申」の文面上から8行目になります。「そのため……  
大きな方針転換を行うことはやむを得ない」と記載しています。

(委員)

はい。次に「その他付帯意見」の③に書かれている「単独処理浄化槽は合併浄化槽の約8倍の汚濁量が水  
路等へ放流」と書かれていますが、実害がありましたか。水質測定などは行いますか。

(事務局)

紀の川での報告では、実害はありません。周辺水路では水質測定を行っていません。悪臭がするとかその  
程度の苦情があった、と聞いたことがあります。

(委員)

そういう苦情も課題などに含めても良いのではないかと思います。

(委員)

浄化槽から用水路として使用している水路に排水している場合、苦情が出ないようかなり気を付けてい  
ると思います。近所から何も苦情が無ければ、そのままにしているところもあるのではないかと思いま  
す。「啓発活動を強化していく」こと、それだけが行政として出来ることになるになるのかもしれないが、

何とか手立てを考えていかないと、前向きに進まないと思います。

(委員)

合併浄化槽の大きさですが、昔と比べると小さくなっていると聞きますが、メーカーに対してもっと小さく、もっと簡易なものを開発してほしいということ、要望しても良いのではないかと思います。啓発活動だけでは中々進まないと思われるので、違う方向から何か取り組まれたらどうかと思いました。

(委員)

答申として具体的な取り組みを示す必要はないという考え方も理解できますが、このままの表現であれば漠然としているので、例えば令和8年度までに事業を概成するために補助金を要望していくとか、行政としての意気込みがあれば表現してもいいと思います。

(委員)

コンサル会社に相談されたことはありますか。

(事務局)

区域の縮小検討を行う中で、他市町村が、例えば接続が上がっていない場合どんな取り組みをしているのかなど、意見照会をしてもらいました。

(委員長)

一般論ですが、社会を安定していく中で新しい仕組みができ、その仕組みを新しく変えていくと効率が良くなり、性能も良くなっていく、という流れがあります。これが産業施設であれば、ある程度のレベルまで強制的なやり方で行われています。その代わり事業資金に関する補助金交付や、融資を行っている場合があります。住宅に関しては、そういったものがほとんどありませんし、そういう制度を拡充する方向に進んでもいません。そのためどうしても圧倒的に古い施設が残っていくことになります。例えばニュータウンであれば、下水道もその土地代金に含まれており、全部費用を負担していることになります。完成している地域と、そうでない地域の差が出ることになり、今後どう取り組むことができるのか、非常に難しい課題です。

(委員)

開発地と公平に考えることは難しいことであると理解していますが、既成市街地の人の立場で言うと、都市計画税を納めていても下水道が整備されないことは残念、と感じる人もいるかと思います。

(事務局)

答申には、これまでの取り組みや今後の具体的な取り組みを整理し、見直したいと思います。

接続率が向上するような取り組みについて、コンサル会社が実施した他市町への聞き取りでは、地道に啓発活動を続ける以外にないという回答がほとんどでした。

本市では平成25年度から接続助成制度を設けています。交付要件の「供用開始3年以内」という枠を外し、供用開始3年を経過したものも対象とし、3年間行いました。その時には、前年度より接続率が一時的に上がりましたが、それ以降、人口減少や接続意欲の問題、空き家の増加など、社会情勢の変化により接続率は上がっていません。

(委員)

これまでも色々調べ、取り組んでいますが、「答申」の⑥での「情報発信に努める」とはどういう情報ですか。

(事務局)

前回の意見で、「浄化槽の大きさはどういう基準で決まるのか」という話がありましたので、その辺についても周知できるようホームページに掲載したいと考えています。

(委員)

ホームページを見ることができない高齢の方もいるかと思いますが、電話や窓口でも相談があれば説明して下さい。

また、個人で行うよりも集団で行うほうが1件当たりの費用が安くなると思われます。キャンペーン期間を設けて斡旋することはできないのでしょうか。行政として普及率を向上のために取り組んでいる姿勢を見せて、個別訪問を行えば真剣に考える人も出てくると思います。実際、個別訪問を行うには今の職員数では難しく、体制を整える必要があり、すぐにできるものではないと思いますが、検討してはどうでしょうか。

(事務局)

現状、個別の訪問は実施できていません。対象者全てを1年で訪問することは難しく、例えばブロック分けをして数年掛けて実施する方法や、重点箇所を絞り込んで実施する方法など、そういう対応が考えられます。

(委員)

個別訪問が効果的と思われるが、高齢の方は地区の班会議に出席してくれるので、そういう機会を利用すれば効率的に実施できると思います。行政が積極的に取り組めば、区長なども協力できるところはしてくれると思います。若い人は合併浄化槽を設置している場合が多いかと思うので、高齢の方を対象に対応を考えてはどうでしょうか。

(委員)

例えば、「答申」の①について、「見通しが立たない」という説明を受けた内容になるので、ここに記載するのではなく、前段のところに入れてください。どこに入れるかと言うと、「答申」の文面上から4行目「将来にわたる経営面での不安、・・・解決できないものもあるというのが事実です。」その後ろに入れ、「下水道の課題について理解を深めた」とし、以上を踏まえて市長の諮問の「適正な污水处理とその役割分担について」は、「集合処理と個別処理の区域の最適化を図って整備計画を策定します」という方針になり、「以下のポイント①から④を踏まえて進めて頂くよう、答申します。①個別処理を含めた総合的な視点から污水处理を捉えて、事業の早期完了を達成できるような計画にしてください。②費用対効果というのを十分吟味して、経営負担を軽減できる計画としてください。③污水处理方式で市民の不公平性がないようにしてください。それについては制度の見直しも含めてください。④污水处理の役割機能の確保に十分留意してください。計画の見直しは構いませんが、その結果として当初計画を著しく低下させるような本来の污水处理のあり方を損なうことは、この審議会の総意としては認められません。」と整理してはどうでしょうか。最後に「その他付帯意見」では、皆さんが問題にされている点について、具体的な議論ができたので、それを踏まえて内容を整理してください。また①から以下の順番も見直してください。「なお、この方針の実施にあたっては、これまで議論で出された意見を十分踏まえて、検討されることを期待します」、という文面を入れて整理してはどうでしょうか。①から⑥に具体的な施策を入れてください。

(委員長)

答申の前段の文面を見直し、「審議の結果以下の点について留意するよう答申します」とし、その次に「答

申」の中に付帯意見を入れることでよろしいでしょうか。

(委員)

答申内容については、「検討してください」となりますが、こういう問題点がありますので、その意見を踏まえて施策を進めてください。という流れの中に含めると良いかと思います。

(委員長)

「5. その他付帯意見」は「4. 答申」の中に含めたいと思います。

(事務局)

頂いたご意見をもとに答申案を修正します。

(委員長)

修正した答申案について、事務局と私と本日ご意見をいただいた委員の方で最終確認を行います。その後、上下水道審議会に答申案を諮って、上下水道審議会として答申をまとめ、上下水道審議会から市長へ答申するという流れで進めたいと思いますがよろしいでしょうか。修正案の確認方法は、郵送又はメールでのやり取りでいかがでしょうか。

(委員)

はい。

(事務局)

よろしく願いいたします。最後に、前回頂いたご意見を元に資料を見直したので、簡単に説明させていただきます。

<資料説明>

(委員長)

合併浄化槽と単独浄化槽の見分け方とありますが、どういうことになりますか。使用者がどちらを使用しているか分からないということですか。

(委員)

聞かれることがありました。その場合、台所の水を流して浄化槽へ流れるか、周辺水路へ流れるかを確認するよう説明したことがあります。

(委員長)

ホームページ記載内容について、「①下水道について」のところを「汚水処理について」とし、処理方式の共通目的の説明があり、それぞれの処理方式に関する助成制度には次のものがあります、としてはどうでしょうか。今後下水道も変わっていきますので、汚水処理を全般的に捉えて構成を考えていただければと思います。

(委員)

助成制度について、交付対象外となるものも提示したほうが親切で説明漏れが無いことにもなると思います。

(事務局)

はい。

(委員)

合併浄化槽の補助金について、公民館や集会所などは交付対象外と聞いていますが、新設又は改良の場合でも対象外ですか。

(事務局)

どちらの場合でも交付対象外となります。

(委員)

市の規程であれば変更することは可能と思われませんが。

(事務局)

上位機関の補助制度の交付要件を元に策定しており、それが専用住宅、併用住宅が対象となっているためです。

(委員長)。

その他ご意見が無ければ、本日は委員会を終わりたいと思います。

長時間どうもありがとうございました。

#### 4. その他

(事務局)

本日頂いたご意見を元に当局と会長、委員の方に修正内容を確認頂きながら、審議会で審議頂く答申案を作成します。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 5. 閉会

閉会時間 午前 11 時 40 分